

平成 28 年 11 月 8 日

各 位

会社名 株式会社デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 星川 征仁
(コード：4764 JASDAQ)
問合せ先 代表取締役 碓 利之
(TEL. 03-5259-5300)

当社前代表取締役社長の取締役辞任申し出について及び当社
株式の譲渡取引に関するお知らせ

掲題の件につきまして、平成 28 年 11 月 8 日開催の当社取締役会において、下記の通り確認を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 寺井和彦氏（当社の前代表取締役社長）の取締役辞任に関して

寺井和彦氏は、平成 28 年 10 月 31 日に当社取締役の辞任届（同月 27 日付）及び、連結子会社である株式会社UML教育研究所の取締役の辞任届（同日付）、同じく株式会社ディーキューブの代表取締役の辞任届（同日付）、同じく DD インベストメント株式会社の取締役の辞任届が、それぞれ当社に到着しておりますが、下記理由により、当社としては寺井和彦氏の辞任については認めず、提出された辞任届を返送いたしております。

- ① 株式会社UML教育研究所は取締役会設置会社であり、取締役を最低 3 名必要とするが現在の取締役は 3 名であることから、後任の取締役が決定するまで、寺井和彦氏は同社の代表取締役としての責務を負って頂く必要がある（会社法 3 5 1 条 1 項）。株式会社ディーキューブは非取締役会設置会社であり、寺井和彦氏は唯一の取締役であることから、後任の取締役（代表取締役）が決定するまで、同社の代表取締役としての責務を負って頂く必要がある（会社法 3 5 1 条 1 項）。
- ② 当社の「役員規程」第 7 条第 1 項により、役員は、辞任しようとするときは、辞任理由のいかんにかかわらず、6 か月前までに会社に届け出なければならないと定められており、寺井和彦氏の辞任は、ただちに認められるものではない。

2 寺井和彦氏による、第三者との株式譲渡契約について

平成 28 年 11 月 4 日に大量保有報告書の変更届として開示された内容によると、寺井和彦氏が、平成 28 年 10 月 28 日付で第三者である藤澤信義氏との間で、寺井和彦氏が保有するデジタルデザインの普通株式 8 6 万 0 0 0 0 株を同氏に対し譲渡する旨の、停止条件付株式譲渡契約を締結され、当該停止条件として、当社の臨時株主総会が開催され、かつ、当該臨時株主総会において、寺井和彦氏が当社に対して送付した株主総会招集請求書記載の取締役選任議案が承認可決されることが、前提条件とされております。

なお、寺井和彦氏より株主総会招集請求書（10月28日付）が送付されておりますが、本請求については、現在当社株式取扱規定に従い確認を行っており、正式に受理した段階で、速やかに開示を行う予定です。

本株式譲渡契約に関して、当社の「株式等の内部者取引の管理等に関する規則」第13条（1）によれば、役員が自社株式の売買等をおこなう場合には、取締役会の許可を受けるものとする定められていますが、寺井和彦氏は当社に対して事前の許可申請を行っておりませんから、善管注意義務にも違反するおそれがあります。

そこで、当社の監査等委員は、会社法に基づき、寺井和彦氏による上記株式譲渡の実行を阻止すべく、大阪地方裁判所に違法行為差止仮処分を申し立てる予定です。

又、寺井和彦氏は、未公表の重要事実（金融商品取引法166条1項）があることを知りながら、平成28年10月28日付株式譲渡契約を締結しており、本契約が、インサイダー取引に該当する懸念があるため、当社は、この株式譲渡契約について、証券取引等監視委員会の情報提供窓口へ通報いたしました。

以 上